|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 条　項 | 対　応　事　項 | 備　考 |
|  | 第5条第2項第1号【製造の方法】 | 高圧ガスの製造は，その発生，分離，精製，反応，混合，加圧，減圧等において，次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行います。 | □添付書類No.　　 |
|  | イ | 安全弁又は逃し弁に付帯して設けた止め弁は，修理等，特に必要な場合を除き，常に全開にしておきます。 |  |
|  | ロ | 空気液化分離装置の液化酸素だめ内の液化酸素１Ｌ中のアセチレン等の質量又はその他の炭化水素中の炭素の質量が基準値を超えたときは，当該装置の運転を中止する等の措置を講じ，かつ，液化酸素を放出します。 |  |
|  | ハ | 　次のガスは圧縮しません。(1)　アセチレン，エチレン及び水素を除く可燃性ガス中の酸素の容量が全容量の４％以上のもの(2)　酸素中の可燃性ガスの容量が全容量の[４％・大臣が認めた割合（　　％）]以上のもの(3) アセチレン，エチレン及び水素中の酸素の容量が，全容量の２％以上のもの(4) 酸素中のアセチレン，エチレン又は水素の容量の合計が全容量の２％以上のもの |  |
|  | ニ | 2.5 MPaを超える圧力の圧縮アセチレンガスを製造するときは,希釈剤を添加します。 |  |
|  | ホ | 　空気圧縮機を利用するアキュムレータ設備（付属する貯槽及び配管を含む。）により，圧縮空気の加圧又は減圧を行う場合は，次の基準に従って行います。(1)　アキュムレータ設備系内の空気は石油類又は油脂類（以下「油等」という。）を混在しないものとします。(2)　アキュムレータ設備系内の空気に油等が混在するおそれのあるものについては次の措置を講じます。・油圧を操作するアキュムレータ設備にあっては，空気と油等が隔離されている構造であること。・空気圧縮機に油分離器等を設置すること。・油等の劣化を防止するため，設備内を定期的に清掃し油等を排除すること。 |  |
|  | ヘ | 三フッ化窒素の充塡容器等のバルブは，静かに開閉します。 |  |
|  | 第5条第2項第2号【充塡の基準】 | 高圧ガスの充塡は，次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行います。 | □添付書類No.　　 |
|  | イ | 貯槽に液化ガスを充塡するときは，当該貯槽の常用の温度において内容積の90％を超えないよう充塡します。また，毒性ガスの液化ガス貯槽には，自動検知措置を講じます。 |  |
|  | ロ | アセチレンを除く圧縮ガス及び液化ガス（液化アンモニア，液化炭酸ガス，液化塩素）を継目なし容器に充塡するときは，その容器について音響検査を実施し，音響不良のものは内部検査を実施し，内部検査不良の容器へは充塡しません。 |  |
|  | ハ | 車両に固定した内容積 5,000Ｌ以上の容器に高圧ガスを送り出すとき，若しくは当該容器から受け入れるときは，車止め等により車両を固定します。 |  |
|  | ニ | 特定液化石油ガスを容器に送り出し，又は容器から受け入れるときは，次のとおりとします。(1)　製造設備の配管と当該容器の配管との接続部分において漏えいするおそれがないことを確認します。(2) 送り出し，又は受け入れた後は，(1)の配管内のガスを少量ずつ放出し，当該配管を取り外します。 |  |
|  | ホ | アセチレンガスを容器へ充塡するときは，充塡中の圧力が 2.5 ＭＰａ以下となるようにし，充塡後の圧力が温度15℃で 1.5 ＭＰａ以下となるような措置を講じます。 |  |
|  | ヘ | 酸化エチレンを貯槽又は容器に充塡するときは，あらかじめ当該貯槽又は容器の内部を窒素又は炭酸ガス，酸又はアルカリを含まないものとします。 |  |
|  | ト | １　酸素又は三フッ化窒素を容器へ充塡する場合は，あらかじめ，油脂類又は汚れ等の付着物を除去します。２　容器とバルブとの間には，可燃性のパッキンを使用しません。 |  |
|  | チ | 三フッ化窒素を容器に充塡する場所には可燃性物質（車両に固定した容器を除く）を置きません。 |  |
|  | リ | 充塡容器・残ガス容器，バルブ，又は充塡用枝管を加熱するときは，次のいずれかの方法で行います。(1)　熱湿布を使用します。(2)　温度40℃以下の温湯，可燃性でない液体，は充塡容器・残ガス容器，バルブ，又は充塡用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのない液体を使用します。(3)　防爆性能を有する構造の空気調和設備を使用します。 |  |
|  | ヌ | 再充塡禁止容器であって，当該容器の刻印等で示された年月から３年を経過した容器には充塡しません。 |  |
|  | ル | 一般複合容器等であって当該容器の刻印等で示された年月から15年を経過した容器には充塡しません。 |  |
|  | 第5条第2項第3号【充塡後の措置等】 | 高圧ガスの充塡は，次の基準により充塡後において当該ガスの漏えい又は爆発を防止するための措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |
|  | イ | アセチレンは，多孔質物を内蔵する容器に充塡します。 |  |
|  | ロ | シアン化水素の充塡は，安定剤を添加して行います。 |  |
|  | ハ | シアン化水素充塡容器は，充塡後２４時間以上静置し，漏えいのないことを確認し，票紙を貼付します。 |  |
|  | ニ | 酸化エチレン貯槽は内部の窒素，炭酸ガス，酸化エチレン以外のガスを常に窒素又は炭酸ガスで置換し，温度を５℃以下に保持します。 |  |
|  | ホ | 酸化エチレン充塡容器は，温度45℃で内圧が0.4 ＭＰａとなるよう，窒素又は炭酸ガスを充塡します。 |  |
|  | ヘ | 工業用液化石油ガスは，「工業用無臭」の票紙を貼付するか，その文字を表示した容器に充塡し，その他の液化石油ガスには，においがするものを容器に充塡します。 |  |
|  | 第5条第2項第4号【エアゾール　　　の製造方法】 | エアゾールの製造は，次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行います。 | □添付書類No.　　 |
|  | イ | 毒性ガスを使用しません。（殺虫剤を除く。） |  |
|  | ロ | 人体に使用するエアゾールには，可燃性ガスを使用しません。（液化石油ガス，ジメチルエーテル及びこれらの混合ガスを除く。） |  |
|  | ハ | エアゾールの製造は，次の基準に適合する容器により行います。(1)　内容積100ｃｍ3を超える容器の材料は，鋼又は軽金属を使用したものとします。(2)　金属製容器には内容物による防食措置を講じ，ガラス製容器には合成樹脂等による内外面の被覆措置を講じます。(3)　一定の温度及び圧力において，容器は変形，破裂を起こさないものとします。(4)　内容積 30ｃｍ3を超える容器は，エアゾール又はその他の用途に使用されたことのないものとします。(5)　使用中噴射剤が噴出しない構造の容器は，使用後に噴射剤を容易に排出できる構造とします。 |  |
|  | ニ | エアゾール製造設備の周囲２ｍ以内では，引火性又は発火性の物を置きません。 |  |
|  | ホ | １　エアゾールを製造する室は，不燃性材料を使用するか，建物の内部を不燃材料で被覆します。２　エアゾールを製造する室では，喫煙及び火気の使用を禁止します。 |  |
|  | ヘ | 　エアゾールを製造する室には，作業に必要な物以外置きません。 |  |
|  | ト | 　エアゾール製造は，容器内圧が温度35℃において0.8 ＭＰａ以下となり，内容積の90％以下となるようにします。 |  |
|  | チ | 容器を転倒してエアゾールを製造するときは，容器を固定する転倒台を使用します。 |  |
|  | リ | エアゾール充塡容器は，全数について規定の試験を行い，漏えいがないものとします。 |  |
|  | ヌ | エアゾール充塡容器の外面には，製造者の名称，製造番号等必要な事項を明示します。 |  |
|  | 第5条第2項第5号【 点　　検 】 | １　高圧ガスの製造は，製造設備の使用開始時，使用終了時及び１日に１回以上，　頻繁に異常の有無を点検します。２　異常のある場合は，補修，その他の危険防止措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第5条第2項第6号【 修 理 等 】 | ガス設備の修理・清掃は，次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行います。 | □添付書類No.　　 |
|  | イ | 修理等を行うときは，あらかじめ，修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め，修理等は，当該作業計画に従い，かつ，当該責任者の監視の下に行います。 |  |
|  | ロ | 可燃性ガス，毒性ガス，特定不活性ガス又は酸素のガス設備の修理等を行うときは，あらかじめ，その内部のガスをそのガスと反応しにくい不燃性のガス又は液体で置換する等の危険を防止する措置を講じます。 |  |
|  | ハ | 修理等のため作業員がガス設備を開放し，又はガス設備内に入るときは，危険を防止するための措置（下記の措置等）を講じます。(1) ロの規定による置換に使用されたガス又は液体を空気で再置換します。(2) 毒性ガス（アルシン等を除く。）のガス設備にあっては，当該設備に入る前に，当該設備内のガス濃度が許容濃度以下になっていることを確認します。(3) アルシン等のガス設備内に入るときは，呼吸用保護具を使用します。 |  |
|  | ニ | ガス設備を開放して修理等を行うときは，当該ガス設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることのないよう当該開放部分のバルブ又はコックを閉止し，かつ，仕切板を施す等の措置を講じます。 |  |
|  | ホ | 修理等が終了したときは，当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造をしません。 |  |
|  | 第5条第2項第7号【バルブに過大な力を　加えない措置】 | 製造設備に設けたバルブを操作する場合には，バルブの材質，構造及び状態を勘案して，過大な力が加わらないようにします。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第5条第2項第8号【容器置場等】【充塡容器等】 | 容器置場及び充塡容器等は次の基準に適合します。 | □添付書類No.　　 |
|  |  イ | 充塡容器及び残ガス容器に区分して容器置場に置きます。 |  |
|  | ロ | 可燃性ガス，毒性ガス，特定不活性ガス及び酸素の充塡容器等は，それぞれ区分して容器置場に置きます。 |  |
|  | ハ | 容器置場には，計量器等作業に必要なもの以外の物は置きません。 |  |
|  | ニ | １　容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲２ｍ以内には，火気の使用を禁じ，かつ，引火性又は発火性の物を置きません。２　障壁を設置するか，シリンダーキャビネットに収納します。  障壁の構造（ 　 　 　 ） |  |
|  | ホ | 充塡容器等は，常に温度40度以下に保ちます。 |  |
|  | ヘ | 圧縮水素運送自動車容器は，常に65℃以下に保ちます。 |  |
|  | ト | 充塡容器等には，転落・転倒による衝撃及びバルブ破損を防止する措置を講じ，かつ，粗暴な取扱いをしません。 |  |
|  | チ | 可燃性ガスの容器置場には，携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。 |  |